

徳島県情報公開審査会答申第99号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成21年4月14日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「本庁の県民サービスセンターに産直市観光マップ県民局にあるのにおいてない理由」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年4月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年5月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年7月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 「産直市観光マップ」は、観光客に対し、産直市と観光をセットで全国に売り込みたくて作成しているのに、なぜ、本庁舎に置いていないのか、理由を知りたい。

(2) ラジオ，新聞，テレビで「産直マップを配布します。」と言ったのに，本庁舎の県民サービスセンターに行ったら一つも置いていない。南部総合県民局に行ったらたくさん置いてある。本庁に置いていないのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると，本件処分の理由については次のとおりである。

本庁舎1階の県民サービスセンターにおいては，来庁者の県政相談，電話相談に加え，限られたスペースを活用し各種パンフレットを配置し又は配布するなどして県民へ県政情報の提供を行っているところであるが，各種パンフレットについて，県民サービスセンターに置いていない理由を示した公文書は作成していない。

このことは，「産直市観光マップ」についても同様である。

したがって，本件請求に対する公文書は存在せず，公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

本件請求のなされた当時，本庁舎県民サービスセンター（以下「センター」という。）に「産直市観光マップ」は配置されていなかったのは事実である。

仮に，本県において作成されたパンフレットについて，その全てをセンターに配置することが義務付けられ，配置しない場合にはその理由を示した文書を提出しなければならないのであれば，配置していない理由を示す公文書についても作成又は取得されているはずである，とも考えられよう。

しかしながら，センターにおけるパンフレットの配置は，あくまで，パンフレットを作成した所属等からの任意の依頼によりなされているものであって，センターでの配置が義務付けられているものではない。このため，パンフレットをセンターにおいて配置しないことにつき，センターが各所属に対して理由を求める必要性もないものである。

そうすると，センターにおいて，パンフレットを配置していない理由を示す公文書が作成又は取得されていないのは，自然なことであり，このことは「産直市観光マップ」についても同様のものである。

したがって，本件請求の対象となる公文書が存在しないとする実施機関の判断に，格別不自然・不合理な点があるとは認められない。

2 異議申立人のその他の主張について

その他，異議申立人は種々主張するが，いずれも当審査会の判断を左右するもので

はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 7月31日	諮問
8月10日	実施機関からの理由説明書を受理
8月25日	審議（第69回審査会）
10月16日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第71回審査会）
12月18日	審議（第73回審査会）
平成22年 1月28日	審議（第74回審査会）